

独立行政法人消防研究所会計規程の特例を定める規程

平成13年 4月 1日消研規程第15号

平成14年11月30日最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)その他の国際約束を実施するため、独立行政法人消防研究所(以下「研究所」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

物品等 動産(現金および有価証券を除く。)および著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

特定役務 協定の附属書 日本国の付表4に掲げるサービスに係る役務をいう。

建設工事 協定の附属書 日本国の付表4に掲げる建設工事をいう。

調達契約 物品等または特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等または当該特定役務以外の物品等または役務の調達に付随するものを含む。)をいう。

一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等もしくは特定役務または同一の種類
の二以上の物品等もしくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約または一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間または提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額または特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料または1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。

物品等の調達契約 国の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号、以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

特定役務のうち上記以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等または特定役務の予定価格の合計額とする。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第4条 理事長またはその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、研究所会計規程(一般競争入札および指名競争入札に係る資格関連部分)(以下、「研究所資格規程」という。)第3条の審査については、随時に、行わなければならない。

2 理事長またはその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(一般競争の公告)

第5条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2 契約を担当する職員は、入札者もしくは落札者がいない場合または落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告をする事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

競争入札に付する事項

競争に参加する者に必要な資格に関する事項

契約条項を示す場所

競争執行の場所および日時

入札保証金に関する事項

一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等または特定役務の名称、数量およびその入札の公告の予定時期ならびに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

第10条に規定する文書の交付に関する事項

落札者の決定の方法

2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明記しなければならない。

3 契約を担当する職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名およびその所属する部または課の名称ならびに契約の手續において使用する言語を明記するほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語またはスペイン語のいずれかにより、記載

するものとする。

調達をする物品等または特定役務の名称および数量

入札期日

契約を担当する職員の氏名およびその所属する部局の名称

(指名競争の公示等)

第7条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき競争に付そうとするときは、第5条第1項の規定の例により、公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、研究所会計規程第50条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についてもするものとする。

3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号および第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

(公告または公示に係る一般競争または指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第8条 理事長またはその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をしまは指名競争に付そうとする場合において、前条第1項の規定による公示をした後、当該公告または公示に係る一般競争または指名競争に参加しようとする者から研究所資格規程第3条の規定による申請があったときは、速やかに審査を開始しなければならない。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、研究所資格規程第3条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第7条第3項に規定する事項を通知しなければならない。

3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争または指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第一項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時ににおいて、一般競争の場合にあっては第6条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便による入札)

第9条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第10条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争または指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

第6条または第7条第2項の規定により公告または公示をするものとされている事項（ただし、第6条第1項第7号に掲げる事項を除く。）

調達をする物品等または特定役務の使用その他の明細

開札に立ち会う者に関する事項

契約を担当する職員の氏名ならびにその所属する部または課の名称および所在地

契約の手續において使用する言語

その他必要な事項

（随意契約によることができる場合）

第11条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

一般競争または指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合もしくは入札に関する条件に合致していないものである場合、ただし、当初の入札の要件が契約に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

他の物品等をもって代替させることができない芸術品または特許権等の排他的権利に係る物品等もしくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換物品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

研究所の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。

既に契約を締結した建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下、この号において「追加工事等」という。）であって、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下である建設工事の調達をする場合、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下、この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、またはこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以

外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告または第7条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

緊急の必要により競争に付することができない場合

事業協同組合、事業共同小組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

(落札者の決定に関する通知等)

第12条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争または指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所ならびに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約につき、一般競争または指名競争により落札者を決定したとき、または随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して7日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

落札または随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量

契約を担当する職員の氏名ならびにその所属する部または課の名称および所在地

落札者または随意契約の相手方を決定した日

落札者または随意契約の相手方の氏名および住所

落札金額または随意契約に係る契約金額

契約の相手方を決定した手続

一般競争または指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告または第7条の規定による公示を行った日

随意契約による場合にはその理由

その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第13条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容および随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(苦情の処理)

第14条 理事長またはその委任を受けた職員は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 この規程は、この規程の実施の日よりも前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附則

- 1 この規程は、平成14年11月30日から実施する。
- 2 この規程は、この規程の実施の日よりも前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。